

第2回 旧北上川堤防利活用に関する検討会 及び 第1回 旧北上川堤防利活用協議会（概要）

【日時・場所】平成30年12月11日（火）18時00分～19時45分

かわまち交流センター（かわべい） 1階 市民交流ホール

【配布資料】

- ・次第
- ・第2回 旧北上川利活用に関する検討会 名簿
- ・資料-1 旧北上川堤防利活用に関する検討会（第1回）開催概要
- ・資料-2 中央地区維持管理施設、信濃川やすらぎ堤売り上げ実績
- ・資料-3 旧北上川堤防利活用協議会規約（案）・名簿（案）
- ・資料-4 今後の協議会の進め方
- ・出席者名簿 座席表

【会議内容】

1. 開会

- 挨拶はなし。
- 出席者の承認の元、議事部分の進行を石巻専修大学佐々木教授が行った。

2. 前回検討会の振り返り

（石巻市 河川港湾室）（資料-1 参照）

- 資料を元に前回の第1回検討会の概要が説明された。

3. 前回検討会での課題について

（石巻市 河川港湾室）（資料-2 参照）

- 資料を元に前回会議での宿題の回答が行われた。内容は、(1) 1枚にまとめた前回配付の中央地区施設配置図を提示、(2) 新潟県信濃川やすらぎ堤の事例の過去3年分の実績の提示、(3) 中央地区の照明の照度分布の提示（スクリーンに表示）、(4) 旧北上川堤防利活用協議会規約（案）の提示。

《質疑応答》 （特に注釈のない場合、回答は事務局）

（仲町第三親和会）

- スロープに明かりがついていないのは、平場もあり、事故やケガが心配。
- 交通広場前に照明が少ないのが気になる。全体のバランスも考慮してほしい。
→階段の降り口への配置が基本。可能かどうかも含め、元気市場前のようにローポール照明を検討する。
- 資料中のかわまち地区別 WG というのは、どのようなメンバーがどのような協議をしているのか。

こちらの意見を反映することはできるのか。

○施設配置の調整が可能か不可能か、いつまでなら可能かしっかり話せる場を設けてほしい。

→有識者国県市等で検討している場。平面案についてはユーザーからの意見は言っていたければ、変更は可能。工事の発注は2月頃を予定しているので、この協議会の場で改めて意見を伺う。

(元気いしのまき)

○元気前の階段には照明をつけてほしい。

→表示した資料が間違っており、手元の資料のとおり、この階段の箇所にも照明は付く予定。

○警戒艇はここに着けるしかないのか。階段を下りた先の一番人が集まる場所に何も無いのは不安。

→管理者となる石巻港湾事務所と話をする。

(みらいサポート石巻)

○前回振り返りの資料中の「コンセプトは少し暗め」の趣旨を教えてください。

→基本的にはぼんやりとした明かりで、川や対岸の明かりも見えるようにという趣旨。前回の商工会議所の話でも寄付等で賄ってはという話もあったので、民間の力も借りてやれればと思う。

→人間は防犯灯で照らされた景色というのは寒々しく感じ、民家から漏れる明かりは温かく感じる。この場所も元気市場や交流センターからの明かりで照らされている状態の方が温かみのある空間となる。足元灯は少し増やすのもよい。(東北大学)

4. 協議会の設立について

(石巻市 河川港湾室) (資料-3)

○資料のとおり協議会規約(案)、委員、名簿の説明が行われた。

○提示している規約は素案なので、今後協議会の進捗に合わせ見直ししていけばよいと考えている。

○御議論いただきたいのは任期や事務局について。事務局については、石巻市河川港湾室と共に、街づくりの観点からしても、株式会社街づくりまっぽうにお願いできればと考えている。

(出席者満場一致で決定)

《質疑応答》 (特に注釈のない場合、回答は事務局)

(仲町第三親和会)

○意思決定は何をもって決定とするのか。「20人のうちの半数の賛成」等を決めておく必要があるのでは。

→一定足数や過半数の賛同と言った部分を補足する形で修正する。また、意思決定、こういった形で事務が流れるかのフローもお示ししたい。

(東北大学)

○第3条で「利用区域の指定」と記されているが、これは「河川管理者及び港湾管理者へ進言する

ことができる」程度にするのが無難ではないか。もしくは、協議会に管理者も参加しているので、「進言し、管理者はこれを最大限尊重しなければならない」等が無難ではないか。
→第3条1項については、ゾーニングの部分、どういった利用をするかといった部分なので、指定する権限を持つという意味ではない。表現については下流河川事務所と相談し修正する。

(みらいサポート石巻)

- 補欠の委員の任期について記してあるが、補欠の委員について定めていないのではないか。
- 第3条の次に掲げる事務を処理するという文も、協議会は協議をするものと思っていたが、事務を処理するとあり違和感がある。第2項で言えば、「事業者等の決定に関すること」の事務を行う業務をするということになり、決裁についての記載はないことから、この協議会では何も決定することができないように読める。
→事務を処理するというのは行政用語であり、ここでは、懸案をきちんと話し合い処理していくという意味で書いていると思われる。(東北大学)
- 第3条1項については「指定」という文字を除く。また、この規約は協議会の進捗に合わせて必要な見直しを行おうと考えている。意見のあった「過半数の出席」や「代理を含め3分の2以上の委員賛成にて議決」といった補足をさせてもらった上で、一旦は承認いただき、今後運営していく中で改正という形にしたい。

(石巻専修大学)

- 一旦は承認し、本日の内容については事務局で修正案を示すということになった。規約第7条にある座長について、自薦はあるか。
→座長はこれまで進行していただいていた佐々木先生にお願いしたいと思うがいかがか。
(出席者満場一致で決定)
- 座長が欠けたとき、事故があるときのため、副座長を東北大学平野先生、姥浦先生両名にお願いしたい。また、これより規約は本日より施行される。

5. 今後の協議会の進め方について

(石巻市 河川港湾室) (資料-4)

- 資料に基づいて説明が行われた。次回以降の検討事項としては、社会実験に伴うルール作りで、事務局でフロー等を作成し、提示したい。また、スケジュールについては北上川下流河川事務所からも補足いただきたい。

(北上川下流河川事務所)

- 中央11番地区については、来年春、6月頃に完成の予定。川開きには間に合う。完成したらすぐ社会実験も可能。社会実験は都市・地域再生等利用区域の厳密な指定をせずとも一時的なものとして商売ができるもので、既に完成している14・15番地区を使用することも可能。

(東北大学)

○昨年度の川開きで商工会議所がやったように、警備費等の分のみお金を取る場合、無償のイベントを行う場合等は個別占用で問題ないという認識でよいか。

→そのとおり。(北上川下流河川事務所)

(仲町第三親和会)

○協議会でのイベント日と個別占用のイベントの日が被った際はどうか。

○協議会は引き受けた範囲を管理運営する必要がある、きちんとお金が回らないと協議会が成り立たなくなるため、誰に貸すのかもきちんと把握判断しなければならない。

→社会実験については、事務所も東北地方整備局と数度打ち合わせをしており、局からは透明性、公平が必要なため、民間事業者が入る場合は公募を行ってほしいと話をもらっている。そのため、協議会で公募のルールを定め、事業者を選定するところまで協議会でやってほしい。こちらに直接申請があった一時的なイベントについては、適宜判断する。(北上川下流河川事務所 占用調整課)

(東北大学)

○無償の一時的なイベントによって、協議会のイベントのエリアイメージ・コンセプトが毀損されることを懸念している。その申請の受付け・調整を協議会に一任してはどうか。

→申請は個別具体的な事例となるので、開催回数も負担となるであろうし、その都度協議会で判断するのは難しいのではないかと思う。正式に都市・地域再生等利用区域となれば、全部お任せとなる。(北上川下流河川事務所 占用調整課)

(石巻専修大学 佐々木)

○イベント日が重複して申請があった際の対応や公募手続きについては事務局で整理し、ルール作りをしてほしい。

(東北大学)

○全体の流れが見づらいので、いつの時点で何が起こるのか、協議会でどの時点までに何をするのか、現時点はその流れのどこにいるのかのタイムラインを示して欲しい。

○今日の話でも合意できたのか曖昧な部分があった。議論が戻らないようにある程度合意がとれたものは図か文かで記録し、まとめた方が良い。

6. その他

(石巻市 河川港湾室)

○次回開催予定は年末年始を避け、1月下旬か2月上旬を想定している。